

交流試合規則

(趣旨)

第1条 本規則は、連盟規約第16条に基づき、連盟に加盟したチームが、連盟に加入していないチームと交流試合（練習試合、合同練習、野球教室を含む）を行う場合について、要件その他必要な手続を定める。

(定義)

第2条 本規則において、次の各号に定める用語に意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 加盟チーム 当連盟に加盟したチームをいう。
- 2 他団体相手チーム 当連盟以外の、責任の所在が明確な他団体として連盟が承認する団体に所属している相手チームをいう。
- 3 登録相手チーム 当連盟以外の、本規則に基づき、交流試合登録を完了したチームをいう。

(交流試合登録)

第3条 本連盟の交流試合登録を希望するチームは、所定の交流試合登録申請書を連盟本部に提出する。

- 2 連盟本部は、交流試合登録申請書の内容を確認し、登録申請の妥当性を調査し、結果を理事会に報告する。
- 3 交流試合登録承認の可否は、理事会の決議結果をもって決定する。同決定に対しては不服申立てをすることはできない。
- 4 登録相手チームは、交流試合登録申請書の申請内容に変更があったときは、遅滞なくその変更を連盟宛に届出なければならず、その変更内容が重大な変更であるときは、改めて連盟本部に対し、その変更の承認を受けなければならない。
- 5 連盟は、下記の事由があるときは、交流試合登録を抹消することができる。
 - (1) 本規則に違反したとき。
 - (2) 交流試合登録申請書の内容の全部または一部に虚偽あることが発覚したとき。
 - (3) 過去に交流試合登録を取り消された者の申請である場合。
 - (4) 一定の期間、交流試合の実績がないとき。
 - (5) その他、連盟が交流試合登録を維持することが適当でないと判断したとき。
- 6 他団体相手チームは、交流試合登録を要しない。

(交流試合)

第4条 加盟チームは、本条に定める手続に従い、他団体相手チームまたは登録相手チームと交流試合をすることができる。

- 2 加盟チームは、交流試合を行うときは、やむを得ない場合を除き、原則として、その実施予定日の10日前までに所定の交流試合届出書を連盟本部宛に提出し、その承認を得なければならない。なお、連盟は、必要があるときは、交流試合の実施にあたり、必要な指示または条件を付することができる。
- 3 連盟は、下記のいずれかに該当する場合、交流試合の承認をしないことができる。
 - (1) 交流試合の実施が、連盟の目的及び趣旨に違反すると認められる場合。
 - (2) 交流試合での事故等発生時における、責任の所在が明らかでない場合。
 - (3) 交流試合の相手チームが、過去、ヤングリーグから除名された、または脱退したチームである場合。
 - (4) 交流試合の実施が、連盟の現在または将来の運営において支障があると判断される場合。
 - (5) その他、連盟本部が交流試合の実施を相当でないと認める場合。
- 4 連盟本部は、必要に応じ、理事会の決議により、一定期間、特定の団体に所属するチームとの交流試合を承認しない旨、事前に加盟チームに通知することができる。なお、その期間は、理事会の決議により延長することを妨げない。
- 5 加盟チームは、本条に定める手続によらず、交流試合を実施してはならない。但し、他団体が主催する大会における対戦試合は除くものとする。
- 6 本条の手続に違反した場合、連盟は、その違反の程度と内容に応じ、加盟チームに対する懲罰手続ないしその相手チームに対する交流試合登録の取消等の措置をとることができる。

(交流試合運営事務)

第5条 本規則の運営に必要な事項は、理事会の承認を得て、連盟本部において定めることができる。

(規則の改訂)

第6条 本規則は、理事会の決議により、その改廃を決定することができる。

(附則)

1 この規則は、令和5年12月10日から施行する。